

## Q: 給食費の負担軽減について

A: 保護者負担で学校給食を提供しており、全ての児童・生徒を対象とした助成は行っていない。

大谷龍雄議員



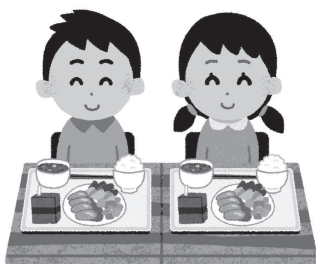
義務教育の無償を明記している憲法第26条に基づき子育て支援について（給食費の負担軽減について）

大谷 文部科学省が2017年度に行った全国1,740の自治体の学校給食費無償化調査では、小・中学校で完全無償及び一部補助を実施している自治体は50.6自治体で、29%である。群馬県では2018年度の6月現在、完全無償は10自治体で、一部無償及び補助は13自治体である。66%の自治体が無償化に足を踏み出している。理由として「山間の地域では人口が激減し大変。なるべく地域で生活していただくための子育て支援策の一つです」と語っている。

学校給食法では、給食を受ける児童又は保護者の負担となっているようですが、義務教育は無償と明記している憲法を重視して、無償

化を進めることが非正規労働や派遣労働を増やしている現状のもとでは必要ではないのか。

教育部長 学校給食法第11条の2において、「学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に定める保護者の負担とする。」とあることから、本市においては保護者負担のもと、学校給食を提供している。市としては、生活保護世帯に対し教育扶助として給食費を全額支給し、また準要保護児童・生徒に対しては、就学援助として給食費全額の補助を行っているが、全ての児童・生徒を対象とした助成は行っていない。



その他の一般質問

1 学力につながる全  
国学力テスト等の中止  
について

2 教職員の長時間労働の  
解決について

① 持ち時間数の上限の設  
定について

② 学校業務の削減につい  
て

③ 教職員の働くルールの  
確立について

④ 公立・私立での非正規  
教職員の正規化と待遇  
改善について

3 学校適正化基本計画と  
認定こども園整備基本  
計画の問題点と見直し  
について

① 学級編成問題について

② 認定こども園と住居の  
距離について

③ 子どもの健康と地域振  
興について

4 耐震・強風対策・利便  
・節約を旨とした新庁  
舎建設について

① 建設敷地の地盤強化に

ついて

② 強風の抵抗を受ける斜  
め屋根の見直しについ  
て

③ 雨漏りや冷房の利きに  
くい自然採光の見直し  
について

④ コンクリートの配合に  
ついて

5 上水道の安全供給と水  
道法改正案の問題点に  
ついて

① 広域化及びコンセンシ  
ョン方式の問題につい  
て

② 国連の気候変動枠組条  
約第24回締約国会議の  
掌握について

6 国連の気候変動枠組条  
約第24回締約国会議の  
掌握について

① 政府への要請と実行に  
ついて

② 政府への要請と実行に  
ついて



# 総務文教常任委員会

12月定例会で本委員会に五條市長の選挙におけるピラの作成の公費負担に関する条例の一部改正、五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定、平成30年度五條市一般会計補正予算(第4号)議定ほか6議案が付託され、審査の結果、一部を除き、全員一致で可決すべきものとされました。委員会での質疑内容の一部を抜粋してお知らせします。

**答弁** 中傷するような内容を除いては内容の規制はなく、A4サイズで両面印刷ができる。頒布方法は新聞折込み・選挙事務所内・演説会場内・街頭演説の場所の4種に限定されている。

**五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定について**

**委員** 施設の利便性を高める改装等は。

**答弁** 前年度に1階トイレを洋式化、今年度は3階トイレの洋式化工事を予定している。また、平成31年4月から土足利用できるようにする。

**五條市立図書館に係る指定管理者の指定について**

**委員** 図書の選定購入手順や費用は。

**答弁** 指定管理者が図書を選定し担当課の決裁後に購入、費用は指定管理料に含まれており、年間285万円である。

**委員** インターネット及びWiFi等の設備は。

**答弁** インターネットの設備はあるが、WiFiはない。

**委員** フリーWiFi等があれば利便性が向上し、利用率も上がるのではないか。

**五條市市民会館に係る指定管理者の指定について**

**委員** 一概に施設利用料の減免が要因とは言えないと思うが、赤字運営の要因は何か。

**答弁** イベント行事等において、トラブル等の内容に配慮することから特に舞台関係のスタッフを増員することから人件費の支出が大きくなっている。

**委員** 赤字を改善して地元の団体に管理していただきたい。また、経営改善できるような取組をお願いしたい。

**五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について**

**委員** 利用車数の減少と黒字の関係は。

**答弁** 本館の利用者数はほぼ横ばいであるが、ゲートボール場の利用者が5年前は2,000名を超えていたものが昨年は774名に減少している。

ること、平成27年度に指定管理者の本社からのサポート経費が計上されていたが、経費区分が明確にならず、経費の参入が好ましくないとのこと、以降は計上を行っていないため黒字に転じている。

**五條市一般会計補正予算(第4号)議定について**

**委員** 5万人の森の立木伐採業務委託料の内容は。

**答弁** みどり園の跡地利用、5万人の森、五條文化博物館及び北山町の公有地を含めた一体的な整備の第一弾として要望のあった5万人の森の眺望のための伐採を行うものである。

**委員** 五條中学校改修工事の内容は。

**答弁** 五條・野原・西吉野中学校の統合を平成32年4月に予定しており、平成31年度中の校舎改修の工事を行うもので、屋上の防水、手すりの塗装、天井及び内装の改修、トイレの改修、外装の塗り替え等である。



# 厚生建設常任委員会

12月定例会で本委員会に

五條市手話言語条例の制定、  
五條市犯罪被害者等支援案  
例の制定、五條市下水道事  
業の設置等に関する条例の  
制定ほか5議案が付託され、  
審査の結果、一部を除き、  
全員一致で可決すべきもの  
とされました。  
委員会での質疑内容の一  
部を抜粋してお知らせしま  
す。

## 五條市手話言語条例の制定について

**委員** 手話通訳ができる職員はいるのか。

**答弁** 手話奉仕員の養成講座への参加の実績はあるが、日常的に手話ができる職員はいないと認識している。

**委員** 庁内で手話ができる職員がいれば、手話通訳が必要な方が窓口に来られた場合などに意思疎通が図れるので、

今後育成を検討していただきたい。

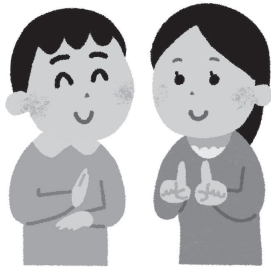
**委員** 条例制定の必要性は。

**答弁** 若い世代の手話通訳者を増やすこと、また手話は言語であると明文化することで市民全体の理解を深めることである。

**委員** 事業者の責務をうたっている条例を制定しているところはありますか。

**答弁** 他市では事業者の役割を入れているところもあるが、本条例案では事業者の役割についても含めて、広い意味で全てを含んで市民と捉えて、市民全体の役割を強調したいと考えている。

**委員** 市の責務・市民の役割、事業者の役割を明確にして、様々な事業者にも協力を依頼するのが本来でないかと考える。



## 五條市犯罪被害者等支援条例の制定について

**委員** 条例の適用手順は。

**答弁** 被害に遭われた方が警察に被害届を出し、警察が被害者に対し市の見舞金等の制度の申請を促し、市は当該条例に該当するか否かを警察に確認しながら施策を講じていく流れになる。

**委員** 貸付金の制度は設けないのか。

**答弁** 全国的に見て10団体の先進事例があるが、県下の状況も検証しながら検討してまいりたい。

## 五條市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

**委員** 公営企業会計に移行しなければならぬ理由は。

**答弁** 資産の規模や大きく市民生活に密着したサービスを提供しているということから、平成22年国勢調査で人口3万人以上の団体は、平成32年4月1日までに下水道事業に公営企業会計を導入するようにという平成27年1月の総務大臣の通達によるものである。

## 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定について

**委員** 収支が黒字の場合の対応は。

**答弁** 黒字額のうち40パーセントを返納していただくことになっている。

**委員** 企業努力によって得た収益であるが、その返納については。

**答弁** 以前から40パーセントの納付については議論の対象となっているが、公共施設の管理を通じて得られた意味合いもあるため、その部分については想定を超える利益が発生したと捉え、そのうち一部を納めていただいている。

五條市手話言語条例は、修正案が提出され、起立採決の結果、修正可決すべきものに決しました。  
(修正後の五條市手話言語条例は13ページに記載)



# 平成30年第4回12月定例会の表決結果と議決結果

○=賛成 ●=反対 退=退席 長=議長

議案名	伊谷賢司	養田全康	平岡清司	牧野雅一	吉田正	窪佳秀	岩本孝	福塚実	山口耕司	吉田雅範	藤富美恵子	大谷龍雄	議決結果
議第53号 五條市手話言語条例の制定について (修正後の「五條市手話言語条例」は13ページに掲載)	○	○	長	○	○	○	○	●	○	●	○	○	修正可決
議第57号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部改正について	○	●	長	○	○	○	●	○	●	○	●	●	可決
発議第7号 認知症施策の推進を求める意見書について	○	○	長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

(以下は、全議員賛成のもと原案のとおり可決・承認・同意した議案)

議案名	議案の概要
五條市犯罪被害者等支援条例の制定について	犯罪被害者等基本法に基づき、基本理念等を定め犯罪被害者等の被害の早期回復軽減や犯罪被害等を支える地域社会の形成を図るため(平成31年4月1日から施行)
五條市下水道事業の設置等に関する条例の制定について	公営企業会計を導入した下水道事業を設置するため(平成31年4月1日から施行)
五條市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について	公職選挙法の改正により、選挙におけるビラ頒布が市議会議員選挙において可能となり、作成費用を条例の定める範囲内で市が負担するため(平成31年3月1日から施行)
一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	平成30年8月10日付けの人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定に準じた改定を行うため(公布の日から施行、第2条及び第4条は平成31年4月1日から施行)
五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校寄宿舎設置条例の一部改正について	五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の全国募集に伴い居室の不足が見込まれることから2人使用の部屋を設けるため(平成31年4月1日から施行)
五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴う所要の改正を行うため(公布の日から施行)
五條市下水道条例の一部改正について	不適正排水の排除に係る規定を加えるため(平成31年4月1日から施行)
市道路線の認定について	道路新設改良事業に伴い、新規に認定道路とするため 市道下之7号線(延長260.0m・幅員2.1~5.6m) 市道釜窪15号線(延長39.0m・幅員4.6~10.3m) 市道表野21号線(延長127.3m・幅員4.0~10.6m)
市道路線の変更について	県営ほ場整備事業に伴う起終点所在の変更及び既存路線の一部付替えによる起終点変更のため 市道表野3号線(延長35.4から176.1m 幅員2.9から2.9~4.0m) 市道表野4号線(延長213.2から288.0m 幅員1.9~2.4から4.0~8.0m) 市道表野18号線(延長34.9から34.2m 幅員3.2~3.8から4.0~10.0m) 市道表野20号線(延長249.5から174.7m 幅員0.5~3.0から1.5~6.0m) 市道山陰1号線(延長327.1から324.3m 幅員2.0~2.9から2.5~4.2m) 市道山陰5号線(延長324.0から299.5m 幅員1.5~4.0m) 市道山陰6号線(延長239.9から239.0m 幅員1.5~4.0m)